

令和 7 年度 大気汚染自動測定機保守管理業務委託仕様書

この仕様書は、市川市(以下「委託者」という。)が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 令和 7 年度 大気汚染自動測定機保守管理業務委託
2. 業務目的 大気汚染防止法等に基づく、大気汚染の常時監視に係る測定局の維持管理及び大気汚染自動測定機等の保守管理を目的とする。
3. 委託場所 市川市八幡 3 丁目 24 番 1 号 市川本八幡局外 5 箇所
※ 詳細は測定局位置図(Ref. No. 1)に記載
4. 委託期間 令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
5. 業務実施日及び業務時間
平日(開庁日：月～金(祝祭日、年末年始 12/29～1/3 を除く)) 9:00～17:00
※ 業務時間を変更する必要がある場合は予め業務委託契約約款第 7 条で規定する監督職員(以下「監督職員」という。)の承諾を受けるものとする。

6. 業務内容

(1) 大気汚染自動測定機の点検・保守

① 定期的に実施する業務

(ア) 日常点検・定期点検

日常点検項目・点検周期リスト(Ref. No. 3)、定期点検項目・点検周期リスト(Ref. No. 4)(以下「点検リスト」)内「点検内容」に定める項目を、点検リスト内「周期」に定める頻度で実施し、大気汚染自動測定機等を点検する。

点検リスト内「周期」の意味合いは下表の通りとし、下表「実施期間」の範囲で実施できない場合及び契約満了までに「実施回数」に示す回数を実施できない場合には事前に監督職員と協議すること。尚、初回実施の時期については、委託者より通知された前回の実施日を基準に設定すること。

周期	意味合い	実施期間	実施回数
2W	2 週間に 1 回	前回実施日の翌々週内	契約の週数÷2 回
1M	1 ヶ月に 1 回	前回実施日の翌月同日の前後 1 週間以内	10 回
3M	3 ヶ月に 1 回	前回実施月の 3 ヶ月後の月内	4 回
6M	6 ヶ月に 1 回	前回実施月の 6 ヶ月後の月内	2 回
1Y	1 年に 1 回	前回実施月の 12 ヶ月後の月内	1 回

(イ) 運転状況の確認及び記録

② 随時で実施する業務

(ア) 緊急点検

不具合発生時など緊急を要する場合に、主任技術者の判断もしくは委託者の指示により、必要な措置を直ちに講じること。

(イ) 起動・停止の操作

(ウ) 汚れ等の処理・消耗品の補充

点検リストに定める項目を実施する際、下記の事項を実施する必要がある場合は随時実施すること。

A) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

B) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

C) ボルト、ねじ等で緩みのある場合の増し締め

D) 次に示す消耗部品の交換又は補充

a) 潤滑油、グリス、充填油等

b) ランプ類、ヒューズ類

c) パッキン、ガスケット、Oリング類

d) 精製水の補充

e) フィルター類

E) 接触部分、回転部分等への注油

F) 軽微な損傷がある部分の補修

G) その他これらに類する軽微な作業

H) 消耗品の在庫管理

I) その他特記で定めた事項

(エ) 大気汚染自動測定機の移動及び接続

大気汚染自動測定機に不具合が発生し、別の場所で保管してある停止済みのものとの入れ替えを試みる場合等は、保管場所と局舎間の大気汚染自動測定機の移動及び接続を行うこと。

(2) 測定局及び付帯設備の点検・保守

① 測定局の清掃

測定局(屋根部分含む。)の整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行うものとする。

② 資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの整理及び保管を行うものとする。

(ア) 大気汚染自動測定機の取扱説明書等

(イ) 大気汚染自動測定機台帳等

(ウ) 工具、器具とその台帳

③ 付帯設備等の点検

測定局の付帯設備等の内、下記に示す部分について不備がないか点検を行う。

(ア) 屋根

(イ) 扉(鍵を含む)

(ウ) 床

(エ) 窓ガラス

(オ) フェンス

(カ) 門扉(鍵を含む)

(キ) 空調機(室外機を含み、温湿度の状況に応じた運転切替えも行う)

(ク) 大気導入管

(ケ) 備品(大気汚染自動測定機を除く)

(コ) 消耗品

(3) 測定結果(データ)の照合

前月分のテレメータシステムにより収集した測定値と、各大気汚染自動測定機の記録(チャート)を照合する。前月分のテレメータシステムにより収集した測定値は、毎月初めに委託者から受託者に提示するものとする。

(4) 業務に伴う廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した産業廃棄物の収集・運搬及び処分については委託者が行う。受託者は、発生した産業廃棄物を測定局外へ飛散、流出させないように努めると共に産業廃棄物一覧表(Ref. No. 5)に示す種別毎に分類し保管する。なお、分類が難しい産業廃棄物の判別方法は、監督職員と協議によって決定するものとする。

(5) 業務の記録及び報告

① 業務の記録

受託者は日常業務における業務日誌を作成し、記録を整理するものとする。また、監督職員と協議が発生した場合は、その結果についての記録を整備するものとする。監督職員より業務の記録を請求された場合は、提出又は提示する。業務の記録には、次の事項を記載するものとする。

(ア) 記録者

(イ) 保守管理作業実施者

(ウ) 大気汚染自動測定機の保守管理状況

(エ) その他本仕様書に定める項目

② 業務の報告

業務の報告は監督職員と協議し行うものとする。なお、業務において正常でないことが認められた場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。

7. 受託者負担の範囲

(1) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、試薬類、標準ガス及び器具等に係る費用は、全て受託者の負担とする。なお、標準ガスは計量法のトレーサビリティ制度に基づく1級又は2級のものを、その他は大気汚染自動測定機の製造元の指定品もしくは同等以上のものを使用することとする。

(2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材、及び下記に示す消耗品は、大気汚染自動測定機に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。

① ランプ類(照明用ランプ、表示灯を含む)

② ヒューズ類

③ 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

④ パッキン、Oリング類

⑤ 炭化水素自動測定機水素発生器用精製水

⑥ フィルター類

⑦ 電池類

⑧ 塗料(タッチペイント)

⑨ その他 特記がある場合

⑩ 上記以外の消耗品、付属品等

(3) 修繕に必要な消耗部品、材料等は監督職員と協議の上、見積書と部品等を添付して委託者に費用を請求できる。ただし破損等の責が受託者にある場合を除く。

(4) 清掃に必要な資機材は、測定局に備え付けの備品を除き受託者の負担とする。

8. 提出書類及び報告書(成果品)

(1) 提出書類一覧及び提出時期

提出が必要な書類の取り揃え及び提出時期は下記の通りとする。特に記載がない場合、部数は1部とし、提出先は 市川市 環境部 生活環境保全課(南八幡2丁目20番2号 市川市役所第2庁舎3階)とする。また、指定書式「有」の書類は提出書類指定書式(Ref.No.6)を参照し作成すること。

種類		指定書式	提出時期
業務計画書	着手届	有	契約締結後速やかに
	業務責任者通知書	有	
	主任技術者等選任届	有	
	年間作業予定表	無	
	借用書	有	
	緊急時連絡体制表	無	
	情報セキュリティ対策チェックリスト	有	
	月間巡回予定表	無	前月25日迄に翌月分を提出 初月のみ契約締結後速やかに
作業報告書	月間巡回実績表	無	翌月7日迄に前月分を提出 最終月のみ委託期間の最終日
	大気汚染自動測定機点検報告書	無	
	業務完了報告書	有	
	緊急点検実施結果	無	点検実施の翌月7日迄
	測定記録照合結果	無	翌月20日までに前月分を提出
	定期点検終了報告書	無	点検終了後10日以内
	完了届	有	業務完了後速やかに

(2) 提出書類の作成及び取扱いに関する留意事項

① 業務計画書

業務委託契約約款第7条で規定する業務責任者（以下「業務責任者」という。）は、業務実施前に業務計画書を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。作成時は次の事項を十分に考慮すること。

- ・入居官署の施設運営に関すること
- ・設備機器の設置年及び運転時間に関すること
- ・測定局のある学校の行事に関すること

また、業務計画書に含まれる提出書類各種の作成時の留意事項は下記の通り。

(ア) 着手届

業務実施前に指定された様式で着手届を提出すること。

(イ) 業務責任者通知書

業務責任者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、主任技術者及び業務担当者との兼務は不可とする。

(ウ) 主任技術者等選任届

- 受託者は、主任技術者等を定め監督職員に業務実施前に届け出るものとする。また、主任技術者等を変更した場合も同様とする。なお、業務内容により代替要員を必要とする場合には、予め監督職員に報告し、承諾を得るものとする。
- 主任技術者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、大気汚染自動測定機の整備及び保守管理についての専門知識を持ち、当該業務の実務

経験が10年以上あり、現場において中心的な役割をする者をいう。なお、資格要件を満たす場合は、主任技術者は業務担当者を兼務することが出来るものとする。

- C) 業務担当者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、その作業の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとし、公益社団法人日本環境技術協会 環境大気常時監視技術者の初級技術者以上の資格を有するものとする。また、主任技術者の指揮により業務を実施し、実務経験が5年以上の者とする。
- D) 法令による作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行うものとする。
- E) 主任技術者、業務担当者共に業務に必要な資格の写し及び実務経験を証明する書式を併せて提出する。

(エ) 年間作業予定表・月間巡回予定表

業務責任者は、作業別に、実施日時、内容、手順、範囲、主任技術者名、業務担当者名、安全管理その他作業に必要な事項等を具体的に定めた予定表を作成して、作業着手前に監督職員の承諾を受けるものとする。

(オ) 借用書

委託者は、受託者に測定局(6局)の鍵を貸与する。受託者は、業務実施前に指定された様式で借用書を提出することとする。

② 作業報告書

(イ) 月間巡回実績表

月間で巡回した作業の実施日を示したものを作成すること。

(ロ) 大気汚染自動測定機点検報告書

「大気汚染自動測定機及び測定局の点検・保守の実績」を記載するものとする。

(ハ) 緊急点検実施結果

業務責任者及び主任技術者等は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応法について、あらかじめ監督職員と協議して定めておくものとする。

(ニ) 測定記録照合結果

前月分の測定値の異常値の有無を確認した結果について、データの照合結果と併せて監督職員に報告すること。なお、各測定局から回収した記録紙には表紙を貼り、測定局名、測定項目、測定月及び日付を記すこと。

(ホ) 定期点検終了報告書

業務責任者は、実施した定期点検について報告書を作成すること。

(カ) 完了届

受託者は、業務実施後に指定された様式で完了届を提出すること。

9. 業務の実施に関する事項

(1) 用語の定義

- ① 「受託者等」とは、当該業務契約の受託者及び受託者側の業務関係者をいう。
- ② 「主任技術者等」とは、主任技術者及び業務担当者を総称していう。
- ③ 「業務関係者」とは、業務責任者、主任技術者等を総称していう。
- ④ 「監督職員の承諾」とは、受託者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。
- ⑤ 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受託者等とが結論を得る

ために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

- ⑥「点検」とは、大気汚染自動測定機の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、同時に、保守その他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- ⑦「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。
- ⑧「保守」とは、点検の結果に基づき大気汚染自動測定機の維持又は回復のために行う校正、消耗部品の取替え、注油、その他これらに類する軽微な作業をいう。
- ⑨「定期点検」とは、定期的(6ヶ月又は1年)に交換する必要がある部品の交換を伴う点検をいう。
- ⑩「緊急点検」とは、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
- ⑪「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより大気汚染自動測定機を保護し、機器の正常稼動を保つための作業をいう。

(2) 業務の条件

- ① 以下に示す稼働率を目安として大気汚染自動測定機の保守管理を行うよう努めること。
 - ・全体の稼働率 95%以上
 - ・単体(各大気汚染自動測定機)の稼働率 85%以上
- 尚、上記稼働率を算出するための前提条件は以下の通りとする。
- (ア) オキシダント自動測定機を除く大気汚染自動測定機は、測定時間数を測定すべき時間数(契約期間の日数×24時間)で除した値の百分率とする。
 - (イ) オキシダント自動測定機は、昼間(5時～20時)の測定時間数を測定すべき昼間の時間数(契約期間の日数×15時間)で除した値の百分率とする。
 - (ウ) 監督職員がやむを得ない欠測と判断した時は、その欠測時間を稼働率算出の際に年間の時間数から除くものとする。
- ② 受託者は、委託者が大気環境の常時監視のために行う調査に協力するものとする。
 - ③ 委託者は、測定局にある大気汚染自動測定機の取り外し又は取り付けを受託者に指示する事ができる。この場合、作業の日時、方法、その他必要な事項は別途指示する。

(3) 施設等の利用に関する留意事項

- ① 建物内施設等の利用可否
 - (ア) 居室等
測定局及び測定局の付帯設備並びに什器、ロッカー等の供用物は、汚損・紛失等が無いように使用すること。
 - (イ) 共用施設
測定局のある学校の便所は、学校職員の承諾を受けて使用することができる。
 - (ウ) 駐車場
施設の駐車場の利用は可能だが、敷地内走行に際し周囲に対する注意を十分払うこと。
- ② 持ち込み資機材の残置
受託者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。持ち帰ることが適切でない事情がある場合は、残置することについてあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。
- ③ 火気の取扱い
業務関係者は作業等に際し、原則として火気を使用してはならない。火気を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十

分注意しなければならない。

④ 喫煙場所

業務関係者の喫煙は、測定局のある学校等の敷地内では禁止とする。

⑤ 出入り禁止箇所

業務関係者は、業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止するものとする。

⑥ 服装等

(ア) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施するものとする。

(イ) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行うものとする。

(ウ) 業務関係者は、測定局のある学校の敷地に立ち入る際には、常に身分証明書(運転免許証、社員証等)を携帯し、氏名及び社名を明示した名札をつけること。

(エ) 業務関係者は、施設の職員から指示があった場合、それに従うこと。

(4) その他特記

① 日常点検及び定期点検は当該業務の実務経験 5 年以上の者が少なくとも 1 人は担当することとする。

② 大気汚染自動測定機に更新があった場合、設備(大気汚染自動測定機)リスト(Ref. No. 2)に定める大気汚染自動測定機を更新後の大気汚染自動測定機に読み替えるものとする。

10. 資料

(1) 添付資料

- ① 測定局位置図(Ref. No. 1)
- ② 設備(大気汚染自動測定機)リスト(Ref. No. 2)
- ③ 日常点検項目・点検周期リスト(Ref. No. 3)
- ④ 定期点検項目・点検周期リスト(Ref. No. 4)
- ⑤ 産業廃棄物一覧表(Ref. No. 5)
- ⑥ 提出書類指定書式(Ref. No. 6)

(2) その他資料

- ① 大気汚染自動測定機取扱説明書(各測定局に備付)
- ② 「環境大気常時監視マニュアル(第 6 版)」(委託契約後に貸与)

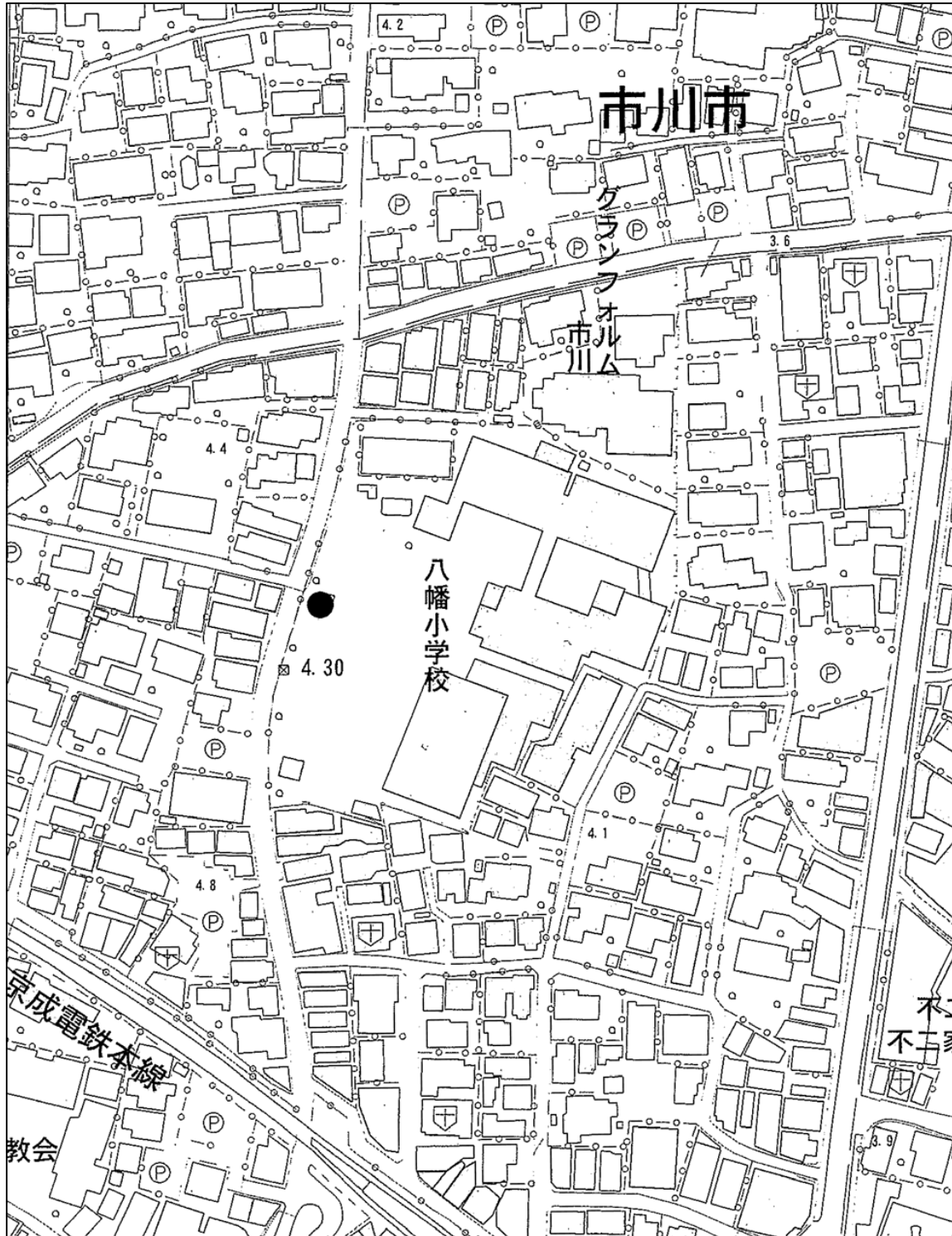
11. その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務に当たっての資料及び成果物は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、その都度監督職員と協議の上、決定するものとする。

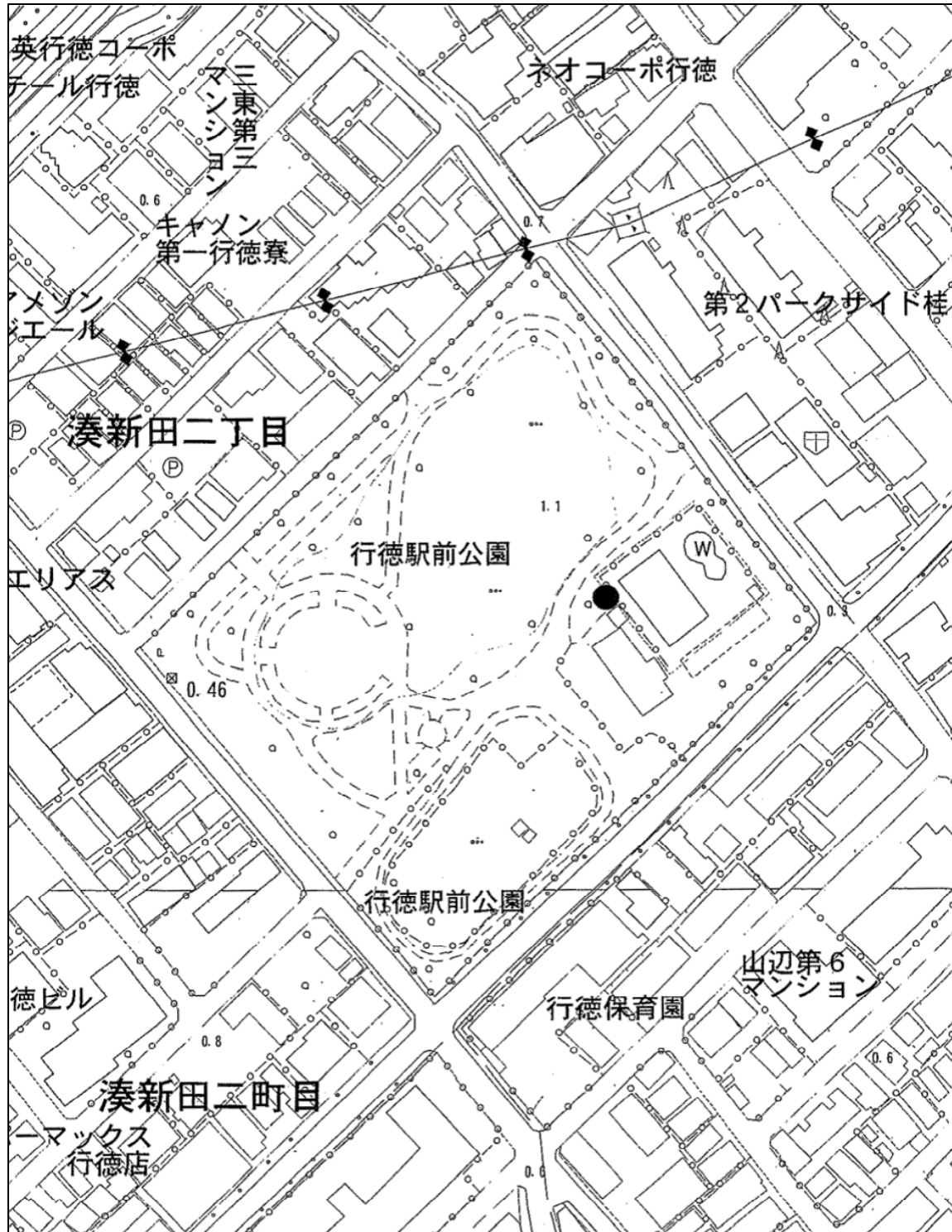
① 市川本八幡局

大気汚染測定局舎の設置場所（●の位置）



② 市川行徳駅前局

大気汚染測定局舎の設置場所（●の位置）



③ 市川大野局

大気汚染測定局舎の設置場所（●の位置）



④ 市川市市川局

大気汚染測定局舎の設置場所（●の位置）



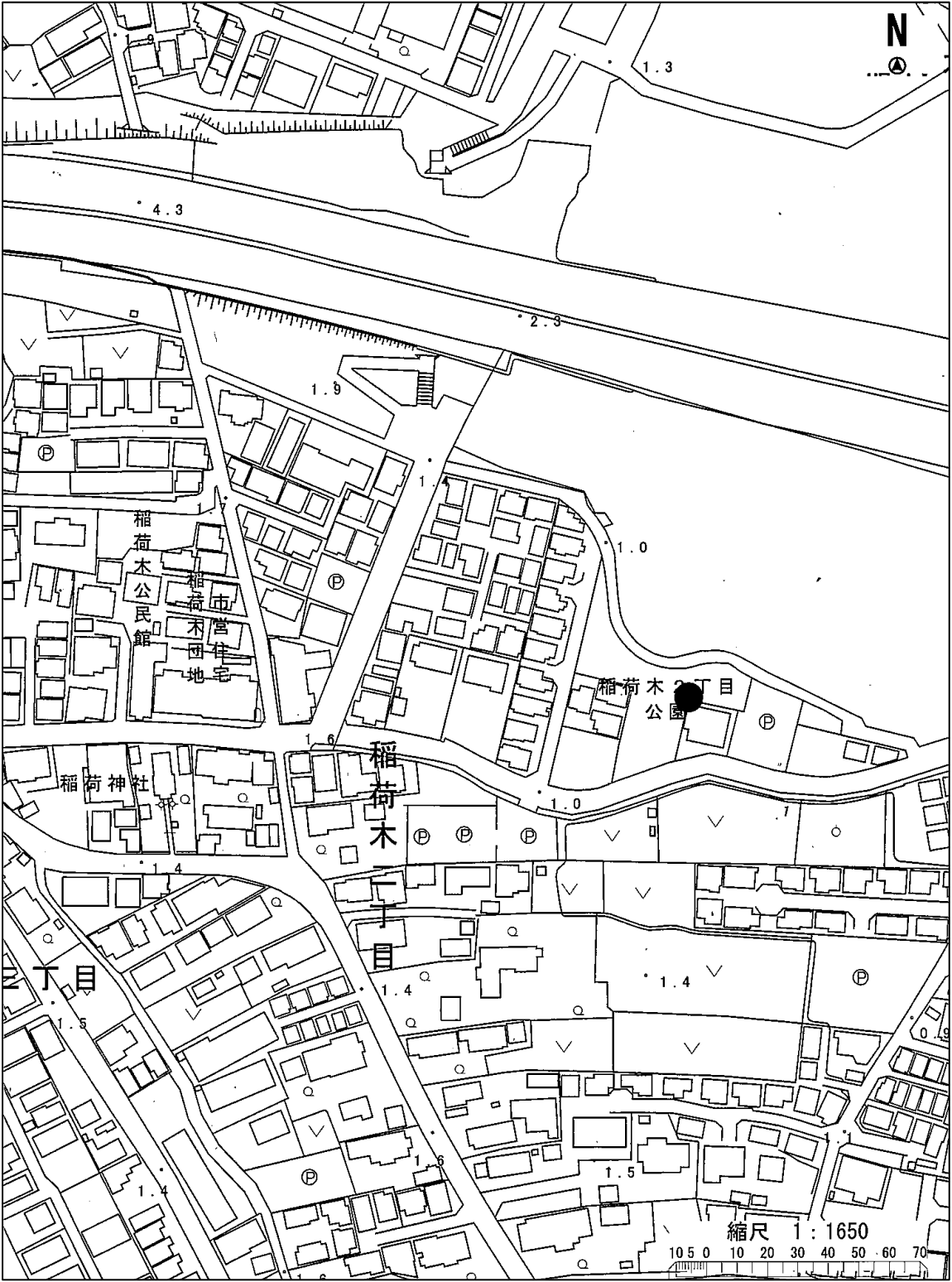
⑤ 市川行徳局

大気汚染測定局舎の設置場所（●の位置）



⑥ 市川稲荷木局

大気汚染測定局舎の設置場所（●の位置）



設備(大気汚染自動測定機)リスト(Ref.No.2)(1/2)

No	設置場所	型番	名称	製造者	設置年月
1	市川本八幡局 (八幡 3-24-1)	GFS-327C	二酸化硫黄自動測定機・ 浮遊粒子状物質自動測定機	東亜 DKK	令和 5 年 2 月
2		APNA- 3700R	窒素酸化物自動測定機	堀場製作所	令和 6 年 2 月
3		GUX-353	オキシダント自動測定機	東亜 DKK	平成 29 年 2 月
4		FPM- 377C-2	微小粒子状物質測定機	東亜 DKK	平成 31 年 2 月
5		—	風向風速計・温度・湿度・ 日射・雨量計	ANEOS	令和 6 年 9 月
6	市川行徳駅前局 (湊新田2-4)	SAP-700	二酸化硫黄自動測定機・ 浮遊粒子状物質自動測定機	紀本電子工業	令和 7 年 1 月
7		NA-721	窒素酸化物自動測定機	紀本電子工業	令和 7 年 2 月
8		GUX-353B	オキシダント自動測定機	東亜 DKK	令和 3 年 1 月
9		GHC-355B	炭化水素自動測定機	東亜 DKK	平成 28 年 2 月
10		MVS-350B	風向風速計	光進電気工業	令和 5 年 1 月
11	市川大野局 (大野町 2-1877)	SA-731	二酸化硫黄自動測定機	紀本電子工業	令和 7 年 1 月
12		NAP-700	窒素酸化物自動測定機・ 浮遊粒子状物質自動測定機	紀本電子工業	令和 3 年 3 月
13		GUX-353B	オキシダント自動測定機	東亜 DKK	令和 3 年 1 月
14		PM-712	微小粒子状物質測定機	紀本電子工業	令和元年 9 月
15		C-W175N	風向風速計	ANEOS	令和 4 年 2 月

設備(大気汚染自動測定機)リスト(Ref.No.2)(2/2)

No	設置場所	型番	名称	製造者	設置年月
16	市川市市川局 (市川 2-33-6)	NAP-700	窒素酸化物自動測定機・ 浮遊粒子状物質自動測定機	紀本電子工業	令和 3 年 12 月
17		GHC-255	炭化水素自動測定機	東亜 DKK	平成 18 年 9 月
18		APMA- 3700R	一酸化炭素自動測定機	堀場製作所	平成 30 年 3 月
19	市川行徳局 (末広 1-1-48)	NA-721	窒素酸化物自動測定機	紀本電子工業	平成 27 年 3 月
20		DUB-357C	浮遊粒子状物質自動測定機	東亜 DKK	令和 5 年 1 月
21		APMA- 3700R	一酸化炭素自動測定機	堀場製作所	平成 30 年 2 月
22		FPM- 377C-2	微小粒子状物質測定機	東亜 DKK	平成 31 年 2 月
23	市川稲荷木局 (稲荷木 2-4-14)	NA-721	窒素酸化物自動測定機	紀本電子工業	令和元年 9 月
24		DUB-357C	浮遊粒子状物質自動測定機	東亜 DKK	平成 28 年 2 月
25		APMA- 3700R	一酸化炭素自動測定機	堀場製作所	平成 30 年 3 月
26		PM-712	微小粒子状物質測定機	紀本電子工業	平成 30 年 3 月

※ 台数はいずれも各局舎に各 1 台。

※ 保守項目及び周期については、機器の正常稼働のために必要がある場合は、日常／定期点検項目・周期リスト、『環境大気常時監視マニュアル（第 6 版）』に加えて、各メーカーの取扱説明書等に従って保守管理業務を実施することとする。

表(A) 二酸化硫黄自動測定機

点検内容	周期	施工場所
サンプリングチューブ接続の良否 ダストフィルター（サンプル側）点検、交換 試料大気流量確認・調整（ポンプ動作確認、ポンプ流量確認） 試料流路の汚れ点検 各部のガス漏れ点検 光源部光量の確認 炭化水素除去機点検 ゼロ・スパンチェック 記録計動作状況の確認 測定指示状態の確認	2W	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局
毛細管目詰まりチェック 記録紙の交換	1M	
ダストフィルター（サンプル側）ホルダ内部清掃、交換 ダストフィルター（その他）汚れの確認 切り替え弁動作チェック 測光部温度チェック	3M	
再現性の確認 測定機伝送出力チェック ダストフィルター（その他）交換 ガス配管の交換 蛍光室の清掃 炭化水素除去器交換	6M	

表（B）窒素酸化物自動測定機

点検内容	周期	施工場所
サンプリングチューブ接続の良否 試料大気流量確認・調整 ダストフィルター（サンプル側）点検・交換 試料流路の汚れ点検 各部のガス漏れ点検 標準ガスの圧力チェック コンバータ温度チェック ゼロ・スパンチェック 光電測光部温度制御チェック 圧力調整器チェック 記録計動作状況の確認 測定指示状態の確認	2W	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局 ④市川市市川局 ⑤市川行徳局 ⑥市川稲荷木局
毛細管目詰まりチェック オリフィス目詰まりチェック 記録紙の交換	1M	
フィルター（サンプル側）ホルダ内部清掃 フィルター（その他）汚れの確認 切り替え弁動作チェック	3M	
繰り返し性の確認 測定機伝送出力チェック	6M	

表 (C) オキシダント自動測定機

点検内容	周期	施工場所
サンプリングチューブ接続の良否 試料大気流量確認・調整 ダストフィルターの点検・交換 試料流路の汚れ点検 各部のガス漏れ点検 ゼロ・スパンチェック 光源ランプの光量確認 記録計動作状況の確認 測定指示状態の確認	2W	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局
記録紙の交換	1M	
ダストフィルターホルダ内部清掃 三方電磁弁動作チェック オゾン分解器動作チェック	3M	
測定機伝送出力チェック 光源ランプ電圧測定 標準（オゾン）ガスによる動的校正 繰り返し性の確認 直線性の確認	6M	

表（D）浮遊粒子状物質自動測定機

点検内容	周期	施工場所
サンプリングチューブ接続の良否 試料大気流量確認・調整 試料流路の汚れ点検 各部のガス漏れ点検 ろ紙の状態確認 ろ紙送り機構の動作確認 検出器動作状況確認 時刻表示の確認、時刻合わせ 記録計動作状況の確認 測定指示状態の確認	2W	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局 ④市川市市川局 ⑤市川行徳局 ⑥市川稲荷木局
等価膜を用いた静的校正 サイクロンの清掃 ろ紙の交換 記録紙の交換	1M	
測定機伝送出力チェック 流量計の確認及び校正 ガス配管の交換	6M	

表（E）一酸化炭素自動測定機

点検内容	周期	施工場所
サンプリングチューブ接続の良否 試料大気流量確認・調整 ダストフィルターの点検・交換 試料流路の汚れ点検 各部のガス漏れ点検 演算機動作確認 測定セルの点検 標準ガス残量確認 窒素ガス残量確認 記録計動作状況の確認 測定指示状態の確認 ボンベの固定状況確認	2W	④市川市市川局 ⑤市川行徳局 ⑥市川稲荷木局
記録紙の交換	1M	
測定機伝送出力チェック	6M	

表（F）炭化水素自動測定機

点検内容	周期	施工場所
サンプリングチューブ接続の良否 試料大気流量確認・調整 ダストフィルター点検・調整 試料流路の汚れ点検 各部のガス漏れ点検 流量確認（標準ガス、キャリアーガス） 残量確認（標準ガス、キャリアーガス） コンプレッサ作動点検・ドレン水抜き 各弁の作動状況確認 水素発生器の動作確認 水素発生器の純水点検・補給 記録計動作状況の確認 測定指示状態の確認	2W	②市川行徳駅前局 ④市川市市川局
モレキュラーシーブ交換（水素発生器） クロマトチェック 記録紙の交換	1M	
測定機伝送出力チェック 水素発生器水タンクの洗浄	6M	

表（G）微小粒子状物質測定機

点検内容	周期	施工場所
フィルター残量の確認 流量計及び流量制御部の動作確認 除湿能力の確認 試料大気吸引ポンプの動作確認 ろ紙送り機構の動作確認 局舎屋根の汚れ、詰まりの確認（必要に応じて清掃） 雨漏りがないことの確認	2W	①市川本八幡局 ③市川大野局 ⑤市川行徳局 ⑥市川稲荷木局
等価膜を用いた静的校正 試料大気導入管の汚れや目詰まりの点検 時刻表示の確認、時刻合わせ フィルターのスポットの輪郭がはっきりしているか点検 大気導入口及び分粒装置の分解清掃 ろ紙の交換 ベータ線源の点検	1M	
測定機伝送出力チェック 流量計の校正 ガス配管の交換	6M	

表（H）風向風速計・温度・湿度・日射・雨量計

点検内容	周期	施工場所
時刻合わせの確認 発信機の取り付け状況確認 記録計動作状況の確認 測定指示状態の確認	2W	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局
記録計オイル点検 磁石による方向のチェック 記録紙の交換	1M	
通風電動機の動作確認	1M	①市川本八幡局
測定機伝送出力チェック	6M	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局

表（Ⅰ）大気導入管・測定局

点検内容	周期	施工場所
大気導入管の設置状況の確認 テレメータ稼働状況確認 データ収録器（データロガー）稼働状況確認 全測定項目のチャート指示異常チェック 全測定項目の濃度異常チェック 空調機（室外機含む）の稼働状況の確認 換気扇の稼働状況の確認 ブローア動作状況の確認 備品及び消耗品の点検 測定局内外の破損等の確認 測定局内外の整理及び清掃	2W	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局 ④市川市市川局 ⑤市川行徳局 ⑥市川稲荷木局
大気導入管の汚れ確認	3M	
大気導入管の分解洗浄 1) 洗浄後は十分に乾燥させる 2) フランジ部の漏れを確認する 3) その他 測定局屋根の清掃	6M	

定期点検項目・点検周期リスト(Ref.No.4)(1/6)

表(A) 二酸化硫黄自動測定機

点検内容	周期	施工場所
大気吸引ポンプの交換及び点検 光源ランプ交換 バイパスフィルターの交換 キャピラリー、オリフィス管の交換 ダイヤフラム、シート弁の交換及び点検 流量計の清掃及び確認 吸着剤触媒の交換及び点検 内部配管の交換 セル窓の交換 電磁弁の点検 フィルターホルダ内の清掃 炭化水素除去器の交換及び点検 外部配管の交換 温調動作の点検 レコーダの点検 ガス回路点検、リーク試験 蛍光室の清掃 ドライヤーユニットの交換及び点検 出力信号の点検 毛細管の交換 タイマーの点検 校正ガス残圧、2次圧の確認	1Y	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局

表（B）窒素酸化物自動測定機

点検内容	周期	施工場所
大気吸引ポンプの交換及び点検 オゾン発生管の点検 バイパスフィルターの清掃 キャピラリー、オリフィス管の交換 ダイヤフラム、シート弁の交換 流量計の清掃及び確認 コンバータ触媒の交換※ 内部配管の交換及び点検 温調動作の点検 レコーダの点検 ガス回路点検、リーク試験 ドライヤーユニットの点検 出力信号の点検 サンプルングチューブの点検 タイマーの点検 校正ガス残圧、2次圧の確認	1Y	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局 ④市川市市川局 ⑤市川行徳局 ⑥市川稲荷木局

表 (C) オキシダント自動測定機

点検内容	周期	施工場所
大気吸引ポンプの交換及び点検 光源ランプ交換 バイパスフィルターの交換 タイマーの点検 ダイヤフラム、シート弁の交換及び点検 流量計の清掃及び確認 三方電磁弁の交換及び点検 内部配管の交換 測定セルの洗浄 電磁弁の点検 フィルターホルダ内の清掃 オゾン分解器の交換及び点検 外部配管の交換及び点検 温調動作の点検 レコーダの点検 ガス回路点検、リーク試験 出力信号の点検 直線性、繰り返し性の確認 毛細管の交換	1Y	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局

表（D）浮遊粒子状物質自動測定機

点検内容	周期	施工場所
大気吸引ポンプの交換及び点検 サイクロンの清掃及び点検 バイパスフィルターの清掃 等価膜を用いた静的校正 ダイヤフラム、シート弁の交換 流量計の清掃及び校正 ろ紙送りの動作確認 ガス配管の交換 記録紙の交換 吸引部の点検 指示状態の確認 外部配管の交換 レコーダの点検 ガス回路点検、リーク試験 出力信号の点検 ゼロ試験の実施 サンプルリング流量の確認及び校正 線源部、検出部の清掃及び調整 タイマーの点検	1Y	①市川本八幡局 ②市川行徳駅前局 ③市川大野局 ④市川市市川局 ⑤市川行徳局 ⑥市川稲荷木局

定期点検項目・点検周期リスト(Ref.No.4)(5/6)

表（E）一酸化炭素自動測定機

点検内容	周期	施工場所
大気吸引ポンプの交換及び点検 標準ガス残量確認 窒素ガス残量確認 キャピラリー、オリフィス管の交換 ダイヤフラム、シート弁の交換 試料大気流量の点検及び調整 各部の漏れ点検 ガス配管の交換 電磁弁の点検 ダストフィルターの交換 測定セルの点検 外部配管の交換及び点検 レコーダの点検 ガス回路点検、リーク試験 出力信号の点検 ゼロガス用触媒の交換 ドライヤーユニットの交換及び点検 タイマーの点検	1Y	④市川市市川局 ⑤市川行徳局 ⑥市川稲荷木局

表（F）炭化水素自動測定機

点検内容	周期	施工場所
大気吸引ポンプの交換及び点検 標準ガス残量確認 キャリアガス残量確認 クロマトチェック コンプレッサー作動確認 試料大気流量の点検及び調整 各部の漏れ点検 試料流路の汚れ点検 各弁の動作状況確認 ダストフィルターの交換 カラムの点検 外部配管の交換及び点検 レコーダの点検 ガス回路点検、リーク試験 コンプレッサードレン水抜き モレキュラーシーブ（窒素ライン）交換 ゼロ・スパンチェック タイマーの点検 水タンク洗浄 水素発生器の動作確認及び純水補給	1Y	②市川行徳駅前局 ④市川市市川局

表（G）微小粒子状物質自動測定機

点検内容	周期	施工場所
湿度センサー交換	6M	①市川本八幡局 ③市川大野局 ⑤市川行徳局 ⑥市川稲荷木局
フィルター捕集部の分解点検 フィルター交換 ベータ線源の交換・破棄及び収納部交換 検出部の保護膜表面の清掃 センサー・制御弁類の交換 ダイヤフラム、弁類の交換 検定又は校正済み機の表示値との確認、調整 電圧値の確認 空試験実施 サンプル流量の確認及び校正	1Y	

（注）空試験については、各局舎別日で時間をずらして行うこと。

産業廃棄物一覧表(Ref.No.5)(1/1)

大気汚染自動測定機	発生する廃棄物
全機器共通	• <u>廃プラスチック類</u> カセットリボン、チューブ類、弁類、テフロンフィルター 等
二酸化硫黄 自動測定機	• <u>汚泥</u> シリカゲル、活性炭、吸着剤 等 • <u>ガラスくず</u> キセノンフラッシュランプ、ガラス部品 等
窒素酸化物 自動測定機	• <u>汚泥</u> シリカゲル、活性炭、吸着剤 等 • <u>ガラスくず</u> ガラス部品 等
オキシダント 自動測定機	• <u>汚泥</u> シリカゲル、活性炭、吸着剤 等 • <u>金属くず</u> オゾンカッター 等 • <u>水銀ランプ</u>
浮遊粒子状物質 自動測定機	• <u>ガラスくず</u> ガラス繊維ろ紙
一酸化炭素 自動測定機	• <u>汚泥</u> シリカゲル、活性炭、吸着剤 等 • <u>金属くず</u> 触媒管 等
炭化水素 自動測定機	• <u>汚泥</u> 合成ゼオライト 等 • <u>金属くず</u> 試料ポンプ、ミストキャッチャ 等
微小粒子状物質 自動測定機	• <u>金属くず</u> ダイヤフラム、温湿度センサー 等

※ 受託者は、下線に示す種別毎に発生した産業廃棄物を分類すること。

※ 容器(ガラスや樹脂製)に入っている吸着剤は、可能な範囲で吸着材と容器を分別すること。

着 手 届

令和 年 月 日

市 川 市 長

住所

氏名

印

下記のとおり業務に着手したので、届出をします。

1. 件 名 令和7年度 大気汚染自動測定機保守管理業務委託
2. 施行(納入)場所 市川市八幡3丁目24番1号 市川本八幡局外5箇所
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 委託金額 金 円
5. 委託期間 令和7年6月1日 から 令和8年3月31日 まで
6. 着手年月日 令和 年 月 日

年 月 日

市 川 市 長
田 中 甲

住 所

商号又は名称

氏 名

業務責任者通知書

このことについて、令和 年 月 日付で契約締結した 令和7年度 大気汚染自動測定
機保守管理業務委託 に関し、下記の者を選任したので契約約款第7条の規定により通知
します。

1. 氏 名：

2. 生年月日：

3. 現 住 所：

4. 保有資格：（契約の履行上必要な場合に必須項目とする）

年 月 日 ○○○○

取 得

（以下列記）

5. 職 歴：

（期 間）

（内 容）

年 月～ 年 月

（以下列記）

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

主任技術者等選任届

このことについて、令和 年 月 日契約に係る 令和7年度 大気汚染自動測定機
保守管理業務委託 に関し、下記の者を選任したので通知します。

記

	主任技術者	業務担当者
氏 名		
現 住 所		
生年月日		
資 格		
実務経験	年	年

以上

添付書類

1. 資格を証明する書類の写し
2. 直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類の写し
3. 実務経験を証明する書類

借 用 書

年 月 日

市川市長 田中 甲 様

借受人

下記の物品について、借用の申請をいたします。

記

借 用 物 品	大気測定局舎の鍵	数量	6 局分
借 用 目 的	令和 7 年度 大気汚染自動測定機保守管理業務委託 のため		
借 用 期 間	令和 7 年 6 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで		

市川市使用欄	* 借用期間が終了した後には、直ちに返却すること
--------	--------------------------

情報セキュリティ対策チェックリスト

- ・契約書に添付されている情報セキュリティ取扱特記事項の遵守状況を確認します。
- ・監督責任者より指示があった場合、「情報セキュリティ対策チェックリスト」をご提出下さい。(記載に不備がある場合、再提出をお願いします。)
- ・業務体制の変更又は、情報セキュリティインシデントが発生した場合、再度本チェックリストをご提出下さい。

契約概要	契約名			
	契約期間			
	委託者	担当者	部署名:	氏名:
	受託者	担当者(記入者)	部署名:	氏名:

(注) 情報とは、形状・形態(紙・電子)を問わず本市が管理する情報を示します。

記入日

No.	確認内容	該当する□にチェック記入、又は黒く塗りつぶす(■)
1	本件業務に関する情報(以下、「情報」という。)を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行っていますか。	☐ 履行目的の範囲内 ☐ 履行目的の範囲外 ☐ 該当なし(発注者から情報授受無し)
2	情報にアクセスする者は体制図の範囲内ですか。	☐ 情報にアクセスする者は体制図の範囲内 ☐ 情報にアクセスする者は体制図の範囲外
3	発注者と受注者間における情報の受渡方法について、発注者の承認を得ていますか。	☐ はい ☐ いいえ
4	情報を第三者に提供する場合、発注者の承諾を得ていますか。	☐ 発注者の承諾を得て第三者に提供している ☐ 発注者の承諾を得ずに第三者に提供している ☐ 第三者に情報を提供していない
5	情報を発注者の承諾を得て第三者に提供する場合、必要最小限の内容に制限していますか。	☐ 必要最小限の内容に制限している ☐ 内容は制限していない ☐ 第三者に情報を提供していない
6	やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず発注者の承諾を得ていますか。	☐ 再委託する業務範囲を明示し、発注者の承諾を得ている ☐ 再委託しているが承諾は得ていない ☐ 該当なし(再委託していない)
7	第三者に再委託する場合、再委託先の情報セキュリティの管理体制を発注者に報告していますか。	☐ 再委託先の管理体制を発注者に報告している ☐ 再委託先の管理体制を発注者に報告していない ☐ 該当なし(再委託していない)
8	情報を無断で複写及び、複製していませんか。	☐ 発注者の許可を得て複製している ☐ 発注者の許可を得ずに複製している ☐ 情報を複写及び複製していない
9	情報について、契約上指定された作業場所以外の場所へ持出し、または送付していませんか。	☐ 作業場所以外の場所へ情報を持ち出していない ☐ 作業場所以外の場所へ情報を持ち出している
10	電子メール、ファックス等をこの契約により指定された作業場所以外の場所へ送信していませんか。	☐ 作業場所以外の場所へメール・ファックス等は送信していない ☐ 作業場所以外の場所へメール・ファックス等は送信している
11	情報システムに対しマルウェア対策ソフトを導入し、常に最新の定義ファイルが適用されていますか。	☐ はい ☐ いいえ
12	脆弱性(ソフトウェア及び機器類における情報セキュリティ上の欠陥や弱点)が改善された修正プログラムが公開された場合は、速やかに対応していますか。	☐ はい ☐ いいえ
13	情報セキュリティインシデントが発生した際は、受注者は直ちに発注者に報告し、指示に従い、対応策を講じなければならないことを知っていますか。またその体制はできていますか。	☐ はい ☐ いいえ
14	情報セキュリティに関する教育(研修等)、及び情報セキュリティインシデントに対する訓練は実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ
15	情報が不要となった際は、直ちに返却または、復元できないような形で廃棄することが必要です。どのように対応する予定ですか。	☐ 発注者に返却 ☐ 復元できない方法で廃棄(手法を具体的に:) ☐ 未定
16	情報を廃棄した際は、発注者に対しどのように対応しますか。	☐ 適切に廃棄すれば発注者に対する対応は不要 ☐ 発注者に口頭で報告 ☐ 発注者に書面で報告
17	受注者は、受注者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって発注者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う事を知っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
委託者 使用欄		確認日
		確認者

業務完了報告書（〇月支払分）

令和 年 月 日

市 川 市 長

住所

氏名

下記のとおり業務が完了したので、報告をします。

1. 件 名 令和7年度 大気汚染自動測定機保守管理業務委託
2. 施行(納入)場所 市川市八幡3丁目24番1号 市川本八幡局外5箇所
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 委託金額 金 円
5. 支払期委託金額 金 円
6. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
7. 支払期業務期間に おける完了年月日 令和 年 月 日
8. 作業報告 別紙、作業報告書の通り

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名) 令和7年度 大気汚染自動測定機保守管理業務委託
2. 施行(納入)場所 市川市八幡3丁目24番1号 市川本八幡局外5箇所
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 委託金額 金 円
5. 委託期間 令和7年6月1日 から 令和8年3月31日 まで
6. 完了年月日 令和8年3月31日